

久御山町地域公共交通計画策定調査業務

公募型プロポーザル仕様書

令和8年6月

久御山町地域公共交通協議会

本仕様書は、久御山町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）が行う「久御山町地域公共交通計画策定調査業務」（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 業務の名称

久御山町地域公共交通計画策定調査業務

2 業務の概要・目的

久御山町では、協議会が主体となり平成 30 年度に久御山町地域公共交通網形成計画（計画期間：令和元年度～令和 5 年度）を策定し、町内を運行する路線バスの利用促進やデマンド乗合タクシーの運行など地域住民の足の確保及び交通利便性の向上に取り組んできたところである。

その中で、新型コロナウイルスの影響による公共交通利用者の減少やバス・タクシー等の公共交通を担う運転士不足問題など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増す一方であり、町内公共交通の安定的な維持・確保を図るためにはこれらの社会課題の解決は喫緊の課題となっている。

また、本町内では大規模な土地区画整理事業による新たな産業用地、住宅用地の創出が見込まれており、まちづくりと一体となった地域公共交通網の構築を図る必要がある。

本業務ではこれらの背景を踏まえ、まちづくりの将来像を描く上位計画である久御山町第 6 次総合計画及び現在策定を進めている久御山町都市計画マスタープラン・立地適正化計画と連携した『久御山町地域公共交通計画』を令和 9 年度に策定するため、本町における公共交通の現況整理や利用者のニーズ把握、課題抽出等の調査を実施するものである。

3 本業務における国庫補助金の活用

本業務及び令和 9 年度に予定している久御山町地域公共交通計画の策定にあたり、下記の国庫補助金の活用を見込んでいる。そのため、本業務の実施にあたっては国庫補助金の要件を充足するための業務を不足無く実施する点に留意すること。

（国庫補助金）

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 - － 地域公共交通調査等事業
 - － 地域公共交通アップデート化事業（市町村型）

（留意点）

- ・ 地域公共交通アップデート化事業（市町村型）については、移動需要に関するデータ（ビッグデータと言われる携帯電話の基地局データや GPS データなど）の活用を行う必要があることを留意すること。

4 本町における公共交通の課題等

本町における公共交通の課題等は以下のとおり。令和9年度の久御山町地域公共交通計画の策定にあたり、重要施策として位置づけられると考えられるため、本業務においても強く意識すべき事項とする。

(1) 路線バス事業者等の運転士不足問題の解決及び路線バスの信頼性と利便性の向上

本町域を運行する唯一の路線バス事業者である京都京阪バス株式会社においては、かねてから運転士不足が大きな課題となっており、本町を運行していた3路線のうち1路線（イオン松井山手線）が令和7年7月末をもって休止となった。

本町においては運転士不足問題を重く受け止め、久御山町地域公共交通協議会から京都府山城広域振興局に対して、運転士不足問題への対応に関する要望書を提出し、山城地域における運転士不足の課題解決に向けた連携を呼びかけている。

また、本町を運行しているバス路線である「淀大久保宇治線（21系統）」は利用者が多く黒字路線ではあるが、交通渋滞によるバスの遅延及び運転士の動員（※）が大きな課題である。バスの信頼性と利便性の向上のためにデータに基づいた時刻表の設定が必要である。

※渋滞の影響により現行ダイヤを守るために多くの運転士を投入しなければならない状況

(2) デマンド乗合タクシー「のってこタクシー・のってこ優タクシー」の運行経費の縮減及び利便性の向上

路線バスの補完的役割を担い、地域住民の足を面的にカバーするため、デマンド乗合タクシー「のってこタクシー」「のってこ優タクシー」を運行しているが、近年、利用者数が右肩上がりに増加しており、それに伴い実質運行経費も増加の一途を辿っている。

高齢化が進む本町においては、当該デマンド交通が生活の足として定着しており、今後も安定的な運行を維持していくためにも効率的な運行手法及び経費の縮減を検討していく必要がある。あわせて、交通手段としての利便性の向上も図る必要があることから両輪で取組を進める必要がある。

(3) 新市街地（みなくるタウン）整備に係る産業用地及び住宅用地の開発に伴う路線バスの確保

本町においては、恵まれた道路交通環境を要因として町内外からの産業用地の需要が非常に高い状況となっている。これらの状況を受けて、町東部地域において産業用地を創出するための大規模な土地区画整理事業を進めている。

あわせて、本町における人口減少に歯止めをかけ、前述の産業用地との職住近接を実現するため、新たな住宅用地を創出するための土地区画整理事業も並行して進めている。

この産業用地及び住宅用地の整備事業（みなくるタウン整備事業）を進めることで将来的に当該地区への通勤者や居住者が多く見込まれ、生活の足の確保が必要となるため、新たな路線バスの確保等を進める必要があるが、上記（1）のとおり路線バス事業者の運転士不足と深く関連しているため、課題解決に向けて両輪で進めて行くことが必要となっている。

5 業務内容

予定している業務内容は次のとおりである。なお、町が保有している各種資料等については、契約後に必要に応じて貸与を予定している。

(1) 計画準備

契約後、速やかに業務の目的・趣旨を理解したうえで、仕様書等に示す業務内容を確認し、業務概要、業務工程、実施方針、打ち合わせ計画、成果品の内容、連絡体制（緊急時含む）、使用する図書等の事項について業務計画を立案する。

(2) 打合せ・協議等

初回、中間、納品時のほか、必要に応じて適宜打合せ・調整等を実施し、受託者が打合せ記録簿を作成する。なお、必要な費用はすべて受託者の負担とする。

(3) 基礎調査

①現況整理、将来動向把握

計画策定を見据え、久御山町における自然的・社会的・経済的条件（人口構成・分布、土地利用、都市機能配置、今後の開発計画等の現況、交通渋滞の状況など）や将来動向等について、計画策定の目標設定や施策立案のために必要となる基礎情報を収集・整理する。

なお、現況整理・将来動向把握については、「3 本業務における国庫補助金の活用」に記載のとおり国庫補助金の要件を満たすため、人流データ（ビッグデータ）等を活用し、現況における町内の人流状況や潜在需要について分析を行うものとする。

②公共交通に関する現況整理

町内公共交通網を形成する「路線バス」、「のってこタクシー・のってこ優タクシー」等の運行状況、運行実績等（特に路線バスの平日の時間帯別や休日別の時刻表と乗車・降車データ比較）についての整理を行うとともに、交通事業者が保有するデータ等から運転士の人員状況等の把握を行う。

また、G T F Sやバス事業者から提供される運行に関するリアルタイムデータなどを分析し、バスの遅延状況等の分析を行なう。

その他、上記以外にも町内を運行している福祉有償運送や民間の病院送迎バスなど可能な限りの把握、整理を行う。

③上位・関連計画等の整理及び前計画の評価、検証

上位計画である「久御山町第6次総合計画」及び現在策定を進めている「久御山町都市計画マスタープラン・立地適正化計画」との整合性の確保に向けた整理を行う。

あわせて、前計画である「久御山町地域公共交通網形成計画」の実施策等に関する評価、検証を行ない、当該計画の策定に向けた整理を行なう。

※久御山町地域公共交通協議会で過去に行なった実施施策の評価資料等は別途提供する。

④利用者等ニーズ調査

地域住民の日常生活の移動実態や公共交通に対する課題、ニーズを把握するため、住民・事業所アンケート調査及び交通事業者ヒアリング調査等の必要な基礎調査を実施する。

なお、実施する調査内容及び調査手法等については、「4 本町における公共交通の課題等」に対する施策立案等を見据え、効果的な手法を提案いただきたい。

また、アンケート調査票の基本設計は受託者が行うものとし、発注者との協議により適宜修正を行い、その内容を確定するものとする。

※アンケート調査等を実施する場合、受託者及び発注者（久御山町地域公共交通協議会）の業務内訳は以下のとおりとする。（以下の表は紙ベースでのアンケート実施時の業務内訳）

業務	受託者	発注者 (協議会)
調査対象者の抽出		●
調査票の基本設計・印刷	●	
封筒及び返信用封筒の設計・印刷	●	
封筒及び返信用封筒の提供		●
宛名ラベルの用紙提供	●	
宛名ラベルの印刷		●
調査票等の封入	●	
宛名ラベルの貼付	●	
郵送費（発送・料金受取人払）の負担	●	
発送	●	
郵送分調査票の回収		●
調査結果の集計・分析、調査結果報告書の作成	●	

（４）町内公共交通における課題抽出・整理

「5 業務内容（３）基礎調査」で把握、整理した内容を踏まえ、久御山町における地域公共交通に関する課題の抽出と整理を行い、計画策定に向けた方向性を整理する。

※「5 業務内容（３）基礎調査」及び「5 業務内容（４）町内公共交通における課題抽出・整理」について、国の作成する地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」に則り、業務を進めるものとする。

（５）地域公共交通協議会の運営支援（令和８年度２回程度）

地域公共交通計画の策定に向けて、久御山町地域公共交通協議会の開催（２回程度）を予定しており、会議への出席及び会議資料・会議録等の作成支援を行う。

6 提案内容

本業務における事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により選定する。

については、「4 本町における公共交通の課題等」、「5 業務内容」を踏まえ、貴社の具体的な企画の提案をいただきたい。

なお、提案にあたって、求める項目は以下のとおりとする。

①久御山町における公共交通の現況及び課題等に対する基本的な考え方

久御山町地域公共交通計画の策定を見据える中で、本町の地域特性や公共交通の現状及び「4 本町における公共交通の課題等」を踏まえた貴社の基本的な考え方を記載すること。

また、課題解決への対応策や施策の展開など、現時点で検討できる施策やアイデア、まちづくりと連動した将来ビジョン等がある場合は、積極的に記載すること。

②計画策定に向けた調査手法等の提案

①の考え方を踏まえたうえで、既存事業の発展性や課題解決のための施策立案に必要な基礎調査の手法（対象者、数量、考え方等）を記載すること。

なお、以下の調査については必須項目とし、数量や実施手法、どのような目的で活用するか等について記載すること。

その他、必要と考えられる調査がある場合は積極的に記載すること。

(必須調査項目)

- ・住民・事業所アンケート調査
- ・交通事業者ヒアリング調査
- ・移動需要に関するビッグデータ分析（携帯電話の基地局データやGPS データ等のほか、GTFS やバス事業者から提供される運行に関するリアルタイムデータ等）

※国庫補助金（地域公共交通アップデート化事業（市町村型））の活用を見込んでいるため、要件を充足できる調査内容を実施すること。

③業務執行体制及び役割分担

本業務目的の達成のため、確立が望ましいと考えられる関係者等との調整及び合意形成の手法など役割分担を明確にすること。

④本業務のスケジュール（業務フロー）

作業主体別の作業内容及び作業工程等を図（グラフ）化したスケジュール表を作成すること。

7 委託料の目安

業務委託料は、次の額以内を想定している。

7, 216, 000円（消費税及び地方消費税含む）

8 履行期間

履行期間は次のとおりとしている。

令和8年契約日～令和9年3月19日（金）

9 提出資料

本業務の実施に先立ち、受託者は次の書類を監督職員に提出し、承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- ①管理技術者届及び経歴書
- ②着手届
- ③業務実施計画書
- ④工程表
- ⑤その他必要書類

10 資料の貸与及び閲覧

本業務に必要な資料の貸与方法及び閲覧方法は、発注者と受託者の協議の上、決定する。また、貸与資料は、保存管理に留意し、他の目的には使用しないこと。なお、必要が無くなれば直ちに発注者に返還するものとする。

11 協議

受託者は、業務の実施にあたり、業務の円滑な遂行を図り、監督職員と綿密な連絡・協議を行い、疑義が生じた時は監督職員の指示に従うものとする。また、協議等の記録については常に整理しておかなければならない。

12 工程管理

受託者は、本業務の実施計画に基づき、業務の進行状況について監督職員に適時報告を行い、適正な工程管理に努めなければならない。

13 紛争の回避

現地作業に係る作業者は言動に注意し、迷惑及び無用の刺激を与えないように注意しなければならない。また、作業中に生じた諸事故及び第三者に損害を与えた場合、速やかに発注者に報告し、受託者がその責任を負い、一切の処置をするものとする。

14 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、本業務に関する事項及び業務上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。業務を遂行する場合は個人情報保護の法律及び条例を遵守するとともに、委託を受けた個人情報の秘密保護を図り、善良なる管理者の注意をもって管理し、個人情報の外部への漏洩、滅失、毀損等を防止しなければならない。

15 成果品の品質保証

受託者は、業務完了後、受託者の過失または疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合は、監督職員が必要と認める訂正補足及びその他必要な作業を受託者の責任において実施しなければならない。

16 検査

受託者は、業務の遂行にあたり業務の進捗状況を監督職員に報告するとともに、作業工程の終了ごとにその結果を報告し、監督職員が必要と認めたときは、中間検査を受け、次の工程に着手するものとする。

17 完了

本業務は、完了届、完了検査願、成果品納入書とともに成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。

18 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- ①業務報告書(正・副各1部)
- ②本業務の調査検討資料、アンケート調査回答票等原本
- ③上記及びその他必要なデータを格納した電子媒体（CD-Rなどの電子媒体） 1枚

以上